

ご存じですか？



伊勢志摩国立公園では 広告物の設置等に 自然公園法の許可 または届出が必要です

\ 設置場所が /
「伊勢市・鳥羽市・
志摩市・南伊勢町」で
国立公園内の場合、
手続きを確認しましょう。

自然公園法第 20 条第 3 項第 7 号及び第 33 条第 1 項第 3 号に基づき、広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示することについて、許可または届出の手続きが必要です。



1 伊勢志摩国立公園管理事務所に連絡

許可または届出の手続きを確認します。

2 広告物の色彩や大きさについて調整

国立公園内では、景観に配慮した色彩や大きさにする必要があります。

3 書類の準備・提出

裏面の「許可申請・届出に必要な書類」をご確認ください。

4 設置

特別地域では、許可後に設置が可能です。普通地域では、届出が受理された日から起算して 30 日を経過した後、設置が可能です。

* 手続きを怠った場合、罰則があります。(自然公園法第 82 条・第 86 条)

～ 伊勢志摩国立公園の素晴らしい景観創出にご協力をお願いします。～

窓口

申請書・届出書
提出先

環境省 伊勢志摩国立公園管理事務所 (平日 8:30～17:15、土日祝日は休み)

E-mail: RO-SHIMA@env.go.jp TEL: 0599-43-2210

〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-26

National
Parks
of Japan



